

○京都府こどもつながり応援隊事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、子育て支援団体の活動力向上や、子育て支援団体と異業種団体（企業、学校、医療機関等）等との横断的な連携などの取組を活性化し、子育てを応援する地域づくりを推進するため、京都府子育て支援団体認証制度において認証された団体（以下「認証団体」という。）に対して、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、異業種団体（企業、学校、医療機関等）と横断的な連携体制をつくり、他の子育て支援に取り組む団体（以下「子育て支援団体等」という。）への支援活動に取り組む認証団体（こどもつながり応援隊）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体を含むこどもつながり応援隊は、補助金の交付対象としないものとする。

- (1) 特定の政治、宗教、思想等に関わる団体
- (2) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体
- (4) 前号に掲げる団体を除くほか、京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に掲げる暴力団員等を構成員とする団体
- (5) 営利を主たる目的とする団体
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が不適當であると認めるもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第1条に定める趣旨に沿って行われる子育て支援団体等が行う支援の質向上

や安定運営に資する事業であって次に掲げる事業のいずれかに該当するものとする。

- (1) 子育て支援サービスの技術向上のための事業
 - (2) 子育て支援サービスの広報に関する能力向上のための事業
 - (3) 子育て支援団体と相互の課題の共有及び解決策の検討を目的とした交流・学習を行うための事業
 - (4) 子育て支援団体等に対しての活動実績、異業種との協働に対する課題等の調査事業
 - (5) 子育て支援団体の交流・意見交換の場を設定する等調整のための事業
 - (6) 子育てを応援する地域づくりの推進に資すると認められる事業
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助対象事業としないものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りではない。
- (1) 他の補助金等の交付を受けて行われる事業
 - (2) 特定の政治、宗教、思想等に関連した事業
 - (3) 事業効果に継続性及び発展性に欠けると認められる事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費から次に掲げる経費を除いた額とする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 補助対象者の運営に係る経常的な経費
- (2) 個人給付的な経費
- (3) 食糧費
- (4) 用地の取得費及び補償費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助対象経費として不相当と認められる経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3以内の額とする。ただし、補助対象事業が役務の提供を主たる目的とする事業等で、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の限度額は、375万円とする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

(事前着手)

第6条 補助対象者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しようとする場合において、別に定める事前着手届を知事に提出したときは、この限りではない。

(様式及び提出期限)

第7条 規則第5条第1項に規定する交付申請書、規則第9条に規定する変更承認申請書、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときの中止(廃止)承認申請書、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合の交付申請取下書及び規則第13条に規定する実績報告書の様式及び提出期限は、知事が別に定める。

(書類の整備)

第8条 補助金の交付を受けた団体は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の処分)

第9条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とし、規則第19条第2号に規定する知事が別に定める財産は、取得価格又は効用増加価格が50万円以上のものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月2日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。